

# 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部紀要規程

(趣旨)

第1条 この規程は、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部紀要（以下「紀要」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部の研究成果の公表を図り、研究活動の促進と大学の広報活動の促進を目的とする。

(名称)

第3条 紀要の名称は、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部図書館・紀要委員会（以下「委員会」という。）で定める。

(発行)

第4条 紀要の発行は、原則として年2回、8月と2月に発行する。

(募集期限)

第5条 紀要の募集期限は、毎年5月末日と10月末日とし、期日を厳守する。なお、臨時発行については、その都度定める。

(投稿資格)

第6条 紀要へ投稿できる者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 本学専任教職員
- (2) 本学非常勤講師
- (3) 本学名誉教授
- (4) 本学専任教員の推薦のある者

(投稿編数)

第7条 単独の著者、または第1筆者として投稿できる編数は原則として1編とする。

(原稿の作成)

第8条 原稿作成上の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 紀要の原稿の記述に用いる言語は、日本語、英語、中国語を標準とする。
- (2) 紀要の頁数は紀要完成頁数で原則約20頁までとし、図や表などを含む場合もこの範囲内とする。

(原稿の受理)

第9条 原稿は未発表の学術論文に限る。この原稿は本規程に従っており、直ちに印刷できる状態になっている場合に限り、受理する。

(編集・審査)

第10条 紀要の編集および審査は委員会または、委員会規程第9条に定める専門委員が行う。

(校正)

第11条 校正は、著者校正とし、校正期限を厳守し、校正時に大幅な訂正を行わないこととする。

(抜刷)

第12条 抜刷は、1論文ごとに50部とし、増刷分の費用は申込者負担とし、個人研究費を充当することができる。

(著作権)

第13条 投稿された論文の著作権は、作新学院大学及び作新学院大学女子短期大学部に帰属するものとする。ただし、著者が教育・研究に利用する場合は、再利用を妨げない。

(公開)

第14条 掲載された論文等は、電子化し、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部学術情報リポジトリ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、図書情報課にて行う。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、委員長がこれを行う。

(補足)

第17条 この規程に定めるもののほか、紀要の発行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。